

地域未来投資促進法に基づく支援措置

①税制による支援措置

- 地域未来投資促進税制（※）
地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができる。
- 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税（※）
県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合がある。

（※）…県の承認に加えて、国の確認を受ける必要がある。

②金融による支援措置

- 日本政策金融公庫からの固定金利での融資（※）
地域経済牽引事業の必要資金について、固定金利での貸付け。
- 日本政策金融公庫による海外展開支援（※）
海外子会社への直接貸付けや信用状の発行。
- 信用保証協会による債務保証（※）
通常の保証限度額とは別枠で、保証を受けることができる。
- 中小企業投資育成株式会社からの出資（※）
資本金3億円を超える株式会社でも出資を受けることができる。
- （※）…特定事業者を対象とした制度。
融資や支援を行う機関からの審査を受ける必要がある。
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

③規制の特例措置

- 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和
基本計画において工場立地特例対象区域の設定が必要。
- 農地転用許可等の手続きに関する配慮（※）
- 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮（※）
- （※）…基本計画において重点促進区域が設定されており、市町村が土地利用調整計画を策定する必要がある。
- 地域団体商標の登録に関する特例措置
地域経済牽引事業の実施の際は、一般社団法人も登録可能。
- 財産処分の制限解除手続きのワンストップ化
地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画について、補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関わる申請を、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請できる。
- 事業環境整備の提案
基本計画を策定した県・市町村に対して、事業環境整備の提案ができる。
- 事業承継に関する特例措置
地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、
 - ①事業協同組合等を設立する際の発起人の数の要件が緩和。
 - ②事業譲渡の際の債権者への通知に関し、債権者からの個別同意を簡略化可能。

④予算による支援措置

- 各種予算事業等による加点措置・優遇措置等